

還付金詐欺も急増中！

還付金詐欺の手口

「お金を返金するので近くのATM（現金自動預払機）に行って」と電話が来る。

公的機関の職員や銀行員を装った犯人から「払いすぎた保険料が戻る」「税金の過払いを戻す」「医療費を返金します」などと電話が来る。ATMに着いたら操作方法を教えるので電話をかけるよう言われる。

電話をすると「指示通りにATMを操作して」と言われる。

お金が戻ってくると思って操作しても、実は犯人の口座に振り込ませるように指示してくる。

ATM操作で振り込んでもらう事はできません！

だまし取られる



犯人の手口のポイント！

- ✓ 「手続きは今日中！」などと急がせ、冷静な判断や家族と相談する時間を与えないようにされます。
- ✓ 無人のATMやコンビニ・スーパーなどのATMは人目にふれにくいいため、よく利用されます。(金融機関は職員等がいるため)
- ✓ 操作を指示するときは、考える時間を与えないように矢継ぎ早に数字を入力させます。

怪しい電話がかかってきたら…

- ◆ 電話で還付金の受け取りの話をされても取り合わないこと。
- ◆ 不審な電話は必ず誰かに相談する。

訪問購入（買取）のトラブルに注意！！

訪問購入（買取）業者から突然、自宅に電話がかかってきて、「古着などを何でも買い取る」といわれ、訪問してもらったものの貴金属のみを買い取られるというトラブルが全国的に発生しています。今回はトラブル回避のための訪問購入（買取）のルールをご紹介します。

1. 不招請勧誘の禁止

訪問購入（買取）の飛び込み勧誘は禁止されています。まず消費者に電話などで勧誘してよいか、確認が必要です。

2. 勧誘目的の明示

事業者は勧誘する前に事業者名や勧誘する物品の種類などを明らかにしなければなりません。



©KANAGAWA2013

3. 再勧誘の禁止

一度勧誘を断った消費者に再度勧誘することは禁止されています。

4. 書面の交付義務

事業者は契約時に物品の種類や特徴、購入価格、引渡の拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を消費者に交付しなくてはなりません。



5. クーリング・オフ

書面交付から8日以内であれば、無条件で契約の解除ができます。

6. 引渡しの拒絶

消費者はクーリング・オフ期間中、事業者へ物品の引渡しを拒むことができます。



7. クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務

事業者はクーリング・オフ期間内に消費者から買い取った品物を第三者に引き渡す際、第三者にクーリング・オフの対象物品であることを書面で通知しなくてはなりません。また、消費者にも第三者への引渡す旨をお知らせしなくてはなりません。

◆ もしトラブルが発生した場合は、すぐに幕別町消費生活センターにご相談ください。

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑥水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内コミュニティプラザ
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター